

## 資料 6

平成18年5月12日

## ポジティプリスト制度導入に伴う対応

栗っこ農業協同組合

## 1. ポジティプリスト制度の周知

## 2. 生産者への周知

①広報誌「栗えいしょん」2006年3月

②チラシ「売れる米づくり」シリーズ 18年4月

※ 県のチラシ

※ 栗原市農業振興協議会 18. 3. 15

## 3. 栗っこホームページによる制度の周知

## 4. 講演会

①「ポジティプリスト制と農薬の飛散低減対策について」18. 2. 1

②栗原米グレードアップGOGO運動推進大会 18. 3. 23

③「ポジティプリスト制の概要と農薬飛散防止について」の内部研修

営農指導担当者会議 H. 18. 5. 11

畜産 ハウス H. 18. 5. 19

全職員研修 H. 18. 5. 25

## 5. 対策

「JA 栗っこ食料安全・安心推進委員会」を核として、取り扱うすべての農産物生産履歴記帳の実践を基本とし、履歴チェック体制の徹底

- ・農薬の適正使用の励行
- ・各部会等への周知
- ・水稻育苗ハウスの後作利用への指導

## 6. 課題

- ・法律で定められた3年の期限では、物理的に不可能ではないか。

- ・ドリフト（飛散）問題

農薬散布は、これまで以上に注意が必要であり、狭い農地で多様な作物を栽培しているなかで、隣接地等で使用した農薬の移染による基準違反の可能性があり、結果として、法律違反となって報道され、流通禁止、など、及び風評被害へつながるのではないか。

# 農薬の残留規制が変わります！

平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月末からポジティブリスト制が導入されることになりました。

## ポジティブリスト制とは・・・

基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度  
「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

本制度の導入によりあらゆる農産物に対して、すべての農薬の残留基準値が設定されます。

これからは・・・それぞれの農作物に対して農薬ごとに残留の基準値が決められ、それ以上の農薬が残留する農産物・加工食品の流通が原則禁止されます。  
これまででは・・・農薬の残留基準値が設定されているもののみが規制の対象であり、残留基準値の設定されていない農薬が残留しても規制されませんでした。

基準値は農産物・農薬（成分）により異なります。本制度の導入によりこれまで残留基準値のなかった農薬には国際基準等を参考に暫定基準が定められるか、暫定基準のないものについては、一律基準の0.01ppmが採用される予定です。（参考）1ppm=0.0001%

### 例外

- 本制度の対象  
とならないもの
- ・特定農薬（重曹・食酢・天敵）
  - ・食品添加物（レシチン、オレイン酸等）

## ポジティブリスト制度導入後の残留基準値のイメージ

### 現行制度

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	
みかん	0.3ppm		1.5ppm
茶			
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	

空欄部分は残留の基準値がなかったため規制の対象とならなかった

### ポジティブリスト制度導入後

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	暫定基準
みかん	0.3ppm	暫定基準	1.5ppm
茶	暫定基準	暫定基準	暫定基準
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	暫定基準

すべての農産物・農薬に基準値が設定され、すべてが規制の対象となる

規制対象：農産物・加工品（加工品で基準値を超えた場合は原材料まで遡って検査する）

基準値を超える残留が確認された場合

食品衛生法に基づき、違反品が流通しないように回収等の措置が講じられます。

さらに、農薬取締法（農薬の使用の規制）に基づき、原因究明のため農薬使用状況調査を行います。



### ボジティブリスト制導入後の注意点

農薬散布時に散布対象外作物へ飛散（ドリフト）したことなどにより、農産物から生産履歴がない農薬が検出されるおそれがあります。

#### 検出されやすい条件

要 素	主なポイント
作物の種類・形態	食用部分に直接かかる、作物の重量が軽い
ほ場の位置	散布ほ場に近い、風下20m、スピーダーブレーカーでは風下50m付近までは要注意
散布タイミング	収穫時期が近い、少なくとも収穫前1週間程度は要注意
農薬のタイプ等	有効成分の濃度が高い、散布量が多い、残留の基準値が低い

日本植物防疫協会技術資料より

#### ◎飛散を低減するためには・・・

- ・風向に注意し、風の少ない時間帯（早朝・夕方）に散布する。
- ・農薬散布することを事前に周辺ほ場主に知らせる等の連携を図る。
- ・近接作物との境界に障壁となる作物を植える。
- ・他作物との境界となる作物の外周部分は出荷をひかえる。
- ・近接作物と共通の農薬登録のある薬剤を選定し散布する。
- ・飛散しにくい農薬の剤型（育苗箱処理剤、DL粉剤、粒剤等）を選択する。
- ・また、生物農薬、性フェロモン剤の利用を検討する。
- ・効果が高い農薬を使用し散布回数・散布量を減らす。
- ・アースブレーカーやスピーダーブレーカーの噴霧方向の適正な制御及び散布量の調節を行う。
- ・網目の細かいネットやシート等により障壁を設置する。
- ・ドリフト低減型ノズルを利用する。
- ・航空防除や無人ヘリ防除においては飛行高度・飛行速度・風速を守る。

農薬の飛散状況は感水紙の水滴付着状況で確認できます。

#### ◎その他の対策

- ・水稻用薬剤が使用される時期の水路の水は畑地での利用を控える。
- ・過去に土壤残留性の高い農薬を使用したほ場では作付けを控える。
- ・散布器具の十分な洗浄を行い、洗浄水は適正に処分する。

◆農薬の使用については、これまでと同様で「農薬使用基準（農薬の容器に記載

されている使用方法）」を遵守してください。

◆これまで以上に農薬散布時の対象外作物への飛散（ドリフト）防止対策を行ってください。

#### 問い合わせ先

担当 内 容	名 称・住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
本資料に関すること	宮城県産業経済部食産業・商業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2815	022(211)2819
農薬の散布技術に関すること	宮城県農業経済部農業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2837	022(211)2839
食品衛生法に関すること	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2643	022(211)2698
農薬の使用・防除に関すること 下記のホームページでも本制度について紹介しています。 <a href="http://www.pref.miyagi.jp/byogai/noyakukanren/poji.htm">http://www.pref.miyagi.jp/byogai/noyakukanren/poji.htm</a>	宮城県病害虫防除所 仙台市青葉区南宮町4丁目17	022(275)8960	022(276)0429



この印刷物は8,000部作成し1部当たり6円です。



# 薬の基準が変わります！

## 残留

### 農薬の散布に十分注意を

施行されます。平成16年5月29日から「農業用農薬等に関するポジティティブリスト制度」がどもので、今後は農薬の残留が法律で厳しく規制されます。農薬の適正使用はもちろんですが、今まで以上に散布の仕方に気をつけ、農薬が飛散しないように注意することが必要です。



「農業用農薬等に関するポジティティブリスト制度」とは、どんなものか分かりでしょうか？ここでは現状の概要を見ておきます。

平成15年の食生活改定により、平成15年5月29日から施行されることになりました。改正法の中には、農薬が飛散しないことを防ぐための方法があります。

は、「そのうち農業用農薬について

これまで日本で使われる農薬

に附するポジティティブリスト制度」が

施行されます。この制度によって導入されれた規制は、農薬の安全性が認められないと飛散する危険があるとして、国外等で飛散が認められるものについては暫め

ない農薬は「暫く飛散しません」ま

た、飛散する恐れがないと判

断された農薬は規制から除外すこ

とになります。

飛散はどうなりますか？

現在ナマで飛散基準が設定さ

るどんな農薬名？

飛散生活に基づく飛散規制が設立されていない農業等の一定の分野においては、飛散規制を施す制度が実施されます。(平成16年5月29日施行)

一定の分野として、(いわゆる一時基準)

以降もそのまま適用されますが、それ以外の農業等は、これら以外の農業等は、川口市といら様しい基準が、市に沿って飛散規制が設立されています。(平成16年5月29日施行)

農薬を絞て飛出されたら？

飛散基準を超える飛散農薬が飛出された場合は、安全性が川口市にわたることで、法規制や回収、基盤開拓などの措置がとられます。

現行制度と施行後の比較

現行制度	施行後の制度
○飛散を防ぐための各種対策	●ポジティブリスト
△飛散基準が設定されている	○暫定基準
△飛散基準が設定されている	○暫定基準を参考に固定基準を設定
△飛散基準が設定されている	○一時基準(0.01mg)
△飛散基準が設定されている	○国内外の基準にないもの
△飛散基準が設定されていない	○飛散を防ぐ恐れがないことが明らかなもの→規制の対象外

(1)ネオアートやシートを活用する  
は地盤に防風用のネットを設置する  
する。防風の最初の作物をシートで  
おける方法もあります。

(2)他の対策あれこれ  
対策など、より飛散しにくく飛

(3)飛散する生産者と作物  
状況を確認し、飛散作物の多い  
飛散した農薬が飛散に飛らない  
ように洗浄を徹底するなど

### 農薬が飛散する原因と対策

何故飛行に伴い、これまで以上に飛散する注目が姿です。

リスクを減らすためにどんな方法があるか、どうして飛散したらよいのか解説します。

生産者や施業で感じている飛散の原因は、生産者が例題に対するだけでは飛散があります。「飛散する農薬を見直す」が飛散する日をおなじに慣習する「飛散

接する行動では作物を飛散する全般で取り組むことが大切です。

(1)飛散の無い日は散布を控える

飛散した農薬は風によつて運ばれてります。そのため、風の方向や風の速さで飛散しまします。また、飛行の途中でも風向きや風速は変化するので常に気をつける必要があります。

作場に近づけて散布を対象となる作物から離れたところから散布すると、飛散が飛散

しやすくなります。なるべく作物に近づいて散布を

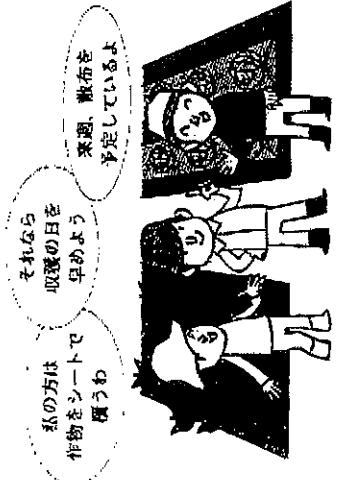
(2)飛散量の圧力を上げずしない

飛散の範囲が広がるないようにして、飛散の圧力を上げずしない

(3)飛散を減らすノズルに交換する

一般的なノズルは防除機器の山から抜けが細かいため、飛散を減らす

ノズルに交換すると効果的です。



(4)飛散の圧力を上げずしない

飛散の範囲が広がるないようにして、飛散の圧力を上げずしない

(5)飛散を減らすノズルに交換する

一般的なノズルは防除機器の山から抜けが細かいため、飛散を減らす

ノズルに交換すると効果的です。

ボクシティプリント機の導入後、これまで以上に気をつけてはいけないのが、農業散布  
対象外作物への飛散(ドアガ)です。

## 農業の残留規制が変わります！

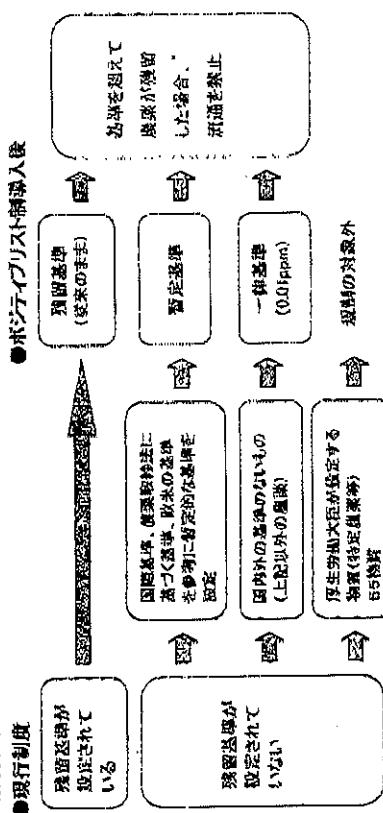
平成18年3月15日  
農業用肥料農業測定協議会  
農家各位

平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月29日から~~ボクシティ~~リスト制導入されました。本制度の導入により、あらゆる農産物に対しても、すべての農薬の残留の基準値が設定されます。  
基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。「食品衛生法などの一部を改正する法律(平成16年法律第65号、平成15年5月30日公布)

③なぜ、このように制度が改正されたか  
食品安全・安心が確保できるよう、あらゆる食物産業に関係する透明性が求められています。既に取組んでいる「賞賛履歴」もこれと同じ考え方で、安全な生産物を消費者に届けるため、制度化され取組むのです。

④法定基準とは…国統計標準等を参考に基準を決める  
※法定基準とは…暫定基準に無い農薬について一律0.01ppm(農産物の重量に対して0.000001%)の基準とする。例として、100tの水に1g溶かした濃度である。

図で説明すると…



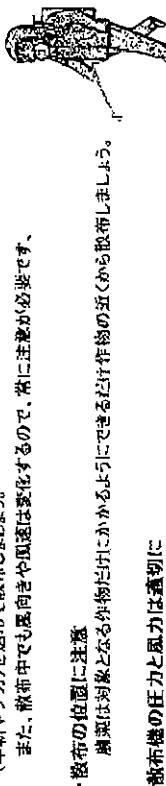
※法定基準とは…国統計標準等を参考に基準を決める

※法定基準とは…暫定基準に無い農薬について一律0.01ppm(農産物の重量に対して0.000001%)の基準とする。例として、100tの水に1g溶かした濃度である。

～万一基準を超えてしまうと～  
出荷停止、既に出荷した物は回収しなければならない厳しい対応を迫られます。  
これらの規制の対象となるのは全ての農産物、農産物を扱った加工品にまで適用されます。

### ○農業飛散を低減するための具体的な対策方法

・風の少ない時を選んで散布  
農薬の飛散の最大要因は風です。風によって農薬は運ばれてきます。風の少ない日や朝の早い時間帯(朝靄や夕方)を選んで散布しましょう。



・また、散布中でも風向きや気流は変化するので、常に注意が必要です。  
農薬は対象となる作物に向かってできるだけ作物の近くから散布しましょう。

・散布機の位置に注意  
散布機の位置は直射日光にかかるようにできるだけ作物の近くから散布しましょう。

・散布機の圧力と風力は直射に  
圧力が高くなると粒がいわ子が発生して飛散しやすくなりますので、圧力は低めに設定します。スピードスプレイヤー毎の過大な風力は避け、出力に到達する程度に規制します。

・直射なノズルを選ぶ

一般的なノズルは粒子が細かいため飛散しやすくなっています。飛散を減らすノズルに交換するのも効果的です。

・ネットやシャートを活用する  
ほく粉間に防風用のネットを設置することも飛散防止に役立ちますし、近接作物を直接シートで覆う方がせんなります。

○その他の対策として  
・耕耘など、より飛散にくい農薬に代えることも効果的です。  
・耕耘器具を使用した後は、十分な洗浄を行い日ごろから管理を徹底しましょう。

・耕耘作物生産者と作付け状況を確認し、より多くの作物に適用した農薬を選びましょう。

・み利用農薬が使用されている時期の水路の水は畠地での利用を控えましょう。

○農薬の使用についてこれまでと同様に適正に行いましょう

・農薬のラベルに書いてある付物以外には使用しないこと。

・使用量、希釈倍数、使用時期、成分ごとの終使用回数は必ず守ること。

・農薬使用後は、ほく粉ごとに使用した農薬や作業内容を記録しておこな。

詳しい問い合わせ先

○県 市役所 産業経済部農林振興課 (電話: 22-1135) 農産園芸課 (電話: 22-1130)

○県つこ農業協同組合 営業課 (電話: 23-2108) 各支店営業課

○県原農業共済組合 農産園芸課 (電話: 23-7111)

○県原地方振興事務所 農業振興部農業振興課 (電話: 22-2209)

農業散布するときにばれまでは以上に気をつけましょう。

「売る米づくり」シリーズ 18.4 No.1

**全国の消費者が**

**栗っここのおいしいお米を  
待つ待ち望んでいます**

**異品種混入防止に努めましょう**

苗箱の配置替え時、田植え時点での苗の搬出、植え付け、補植時には細心の注意をし、異品種の混入防止に努めましょう。

**栽培管理履歴簿の記帳**

農薬の使用状況の記帳は、使用日、使用農薬名、使用量等は正しく記帳しましょう。特に農薬名は剤型（粒剤、フロアブル、ジャンボ）を、使用量は正確に。

**本田 施肥**

上壌の乾土効果を考慮し基肥量を加減しましょう。

土壌の乾燥が良いと生育が過剰で倒伏の危険性、乾燥が悪いと初期生育の不良で減収の要因となります。施肥量は慎重に。

**いい日いい田植え**

田植えは温暖な日に行ないましょう。寒い日、強風日の田植えは植え痛み、浮き苗の原因となります。

田植適期は、稚苗(2.5葉)で5月10日～、中苗(3.0葉以上)で5月15日～が適期。

**ポジティブリスト制の施行**

農薬の残留基準を超えた食品の流通が禁止、回収の措置がとられます。作物に対する農薬の使用時には、ドリフト（飛散）防止に努めましょう。

使用する際は、粒剤等飛散しにくい薬剤を使用しましょう。

**特定の薬剤に効かないいもち病が発生しました。(耐性菌)**

県内でウイン剤、デラウス剤、アチープ剤では効かない、いもち病剤耐性菌の発生が確認されました。（大崎市岩出山、気仙沼市）

このため、農協では上記の3剤の取扱を中止し、予約注文いただいたアチープ剤はコラトップに変更し配達いたします。

農家在庫のアチープ剤の返品は、支店資材窓口、各グリーン店舗、拠点配送センターで取り扱いますのでよろしくお願ひいたします。

**栗っこ農業協同組合**